

県内中小企業者の皆様に低利の設備資金のご案内です。

長期・低利の割賦販売・リースで 設備投資を応援します!

【機械設備類貸与制度】

低利 **0.3%** から

保証金(頭金)不要

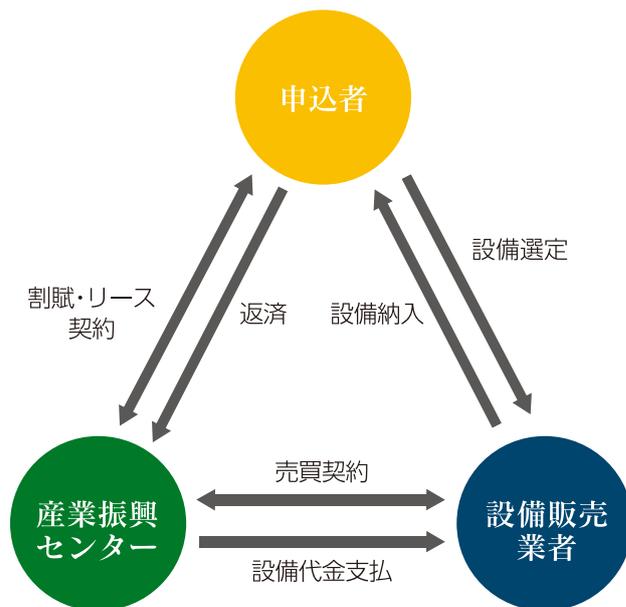
予算に限りがあるため、お早めにお申込ください。

公益財団法人福島県産業振興センター

令和4年度から料率の引き下げや保証金の撤廃を行うなど、大幅に制度を



機械設備類を当センターが購入し、その代金を分割または一定のリース料でお支払いいただく割賦販売・ファイナンスリース制度です。



制度概要

	割賦販売	リース
対象者	(1) 県内に事業所、工場等を有している中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの) (2) 県内に主たる事務所を有し、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された組合 ※県内所在地に登記がなされていることが必要です。 ※反社会的勢力である者、及び反社会的勢力と関与がある者は対象となりません。 ※3分の1を超える数又は額の株式又は出資を中小企業者以外の事業者が単独で所有する者は対象となりません。	
対象設備	経営基盤の強化及び生産技術の向上に寄与すると認められる設備またはプログラム ※県内に設置し、自社で使用する設備であること。 ※すでに設置済み、契約済みの設備は対象となりません。 ※車両、建設機械など、リースの対象とはならない設備があります。	
貸与限度額	50万円～1億円	
期間	3年～10年以内 ※設備の法定耐用年数や、経済的に陳腐化するまでの年数及び設備購入価格等を勘案して決定いたします。	3年～10年以内 ※設備の法定耐用年数や設備購入価格等を勘案して決定いたします。
連帯保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します。	
担保	原則不要	
返済方法	原則、口座振替による月賦償還	
一部内入	<ul style="list-style-type: none"> 借入利息を軽減するため、設備価格の1/2以内の内入(前納)が可能です。(ただし設備価格2,000万円以上の場合) 金融機関の借入との協調が可能です。 事前にご相談ください。 	—

見直し、中小企業者の皆様にとって、より使いやすい制度になりました。

料率 経営状況等に基づき、料率が決定されます。

(令和5年4月 現在)

割賦損料率

年率 **0.3% ~ 3.0%**

月額リース料率
(期間7年の場合)

1.262% ~ 1.416%

※設備金額 × 月額リース料率(%) = 月々のお支払い額(百円未満切り捨て)

※一定の条件を満たし、DX推進に寄与すると認められる機械設備類は料率を優遇します。詳細はお問い合わせください。

割賦・リースの違い

	割賦販売	リース
所有権	●完済までは当センターが留保し、完済後に移転します。	●所有権は当センターにあります。
税務処理	●固定資産に計上し、固定資産税の申告・納付が必要です。	●固定資産税は当センターが納付します。
損害保険	●貸与期間中は、貸与設備に損害保険を付保し、保険料を負担していただきます。	●当センターがリース設備に損害保険を付保します。
その他	●元金償還は6ヵ月据え置きです。	●リース契約は中途解約ができません。 ●リース期間終了後は、再リースにより継続使用も可能です。

対象設備例

製造業 NC旋盤、マシニングセンタ、測定機、食品加工機械、など

建設業 油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、など

運送業 大型トラック、冷凍冷蔵車、ユニック車、など

サービス業 冷凍ショーケース、冷凍機、厨房設備、など

その他 ボイラー、キュービクル、排水処理設備、ソフトウェア、など

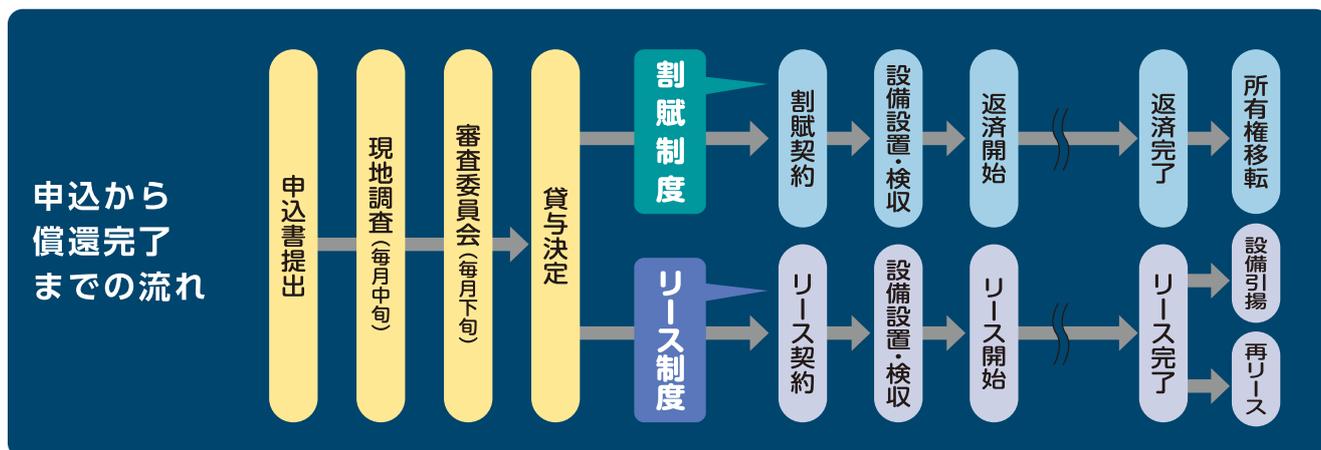
対象外となるもの

- 土地・建物
- 建物と一体型の設備
- レンタル用の設備
- 既に導入している設備 など

申込手続き

- 申込期間 随時受付しています。
(原則として、毎月5日に締め切り、当月末までに審査結果をお知らせします。)
- 申込方法 下記必要書類を、申込窓口までご提出ください(郵送でお送りいただいても結構です。)
- 申込窓口 (公財)福島県産業振興センター 資金支援課
- 必要書類 ①貸与申込書
②直近2ヶ年分の税務申告書一式(決算書、勘定科目内訳書、固定資産減価償却内訳明細書を含む)
③直近時の合計残高試算表
④会社の土地・家屋名寄帳又は課税明細書
⑤連帯保証人の土地・家屋名寄帳又は課税明細書
⑥県税の納税証明書(県民税・事業税)
⑦会社の履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は住民票)(3か月以内のもの)
⑧申込み機械設備の見積書、カタログ
⑨金融機関の借入返済表
⑩反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
⑪役員名簿一覧

※①、⑩、⑪の用紙は、当センターのホームページからダウンロードが可能です。



※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お申し込み・お問合せ先

公益財団法人
福島県産業振興センター 資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

TEL. 024-525-4075

FAX. 024-525-4079

<https://www.utsukushima.net/>

